

第10回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年11月13日（水） 午後6時30分～8時30分

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，石田美枝子委員，長澤弘子委員，鷺巣弘子委員，鈴木佳子委員，北野佳世子委員，佐藤邦子委員

欠席者：青山行彦委員，中野勘次郎委員

傍聴者：なし

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
(1) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について
・ 骨子案における個別運用内容について (基金)
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

- 1 前回の会議（市政への参画機会）を踏まえ，事務局側でまとめた考えを説明した。
- 2 浜松市市民協働推進条例骨子案における基金の運用についての事務局案について議論した。

配布資料

- 資料1 検討会議用資料 基金について
- 資料2 (仮称) 浜松市NPO支援基金について (案)
- 資料3 浜松市NPO活動資金助成要綱 (案)
- 資料4 浜松市補助金交付規則

1 開会

伊藤委員長

これから第10回浜松市市民協働推進条例検討会議を始めさせていただきます。

2 議事

(1) (仮称)浜松市市民協働推進条例の検討について

伊藤委員長

今日と次回が基金の議論になりますが、前回、協働の提案について事務局の方で議論をベースに固めておいてほしいという話がありました。もう1度冷めた目で確認したいことがあればということで、10分か15分ぐらいで確認だけしまして、基金の方に移らせていただきたいと思います。前回、市政への参画機会としまして、パブリックコメントその他の制度についての問題がありました。これについて現在、附属機関の基本方針等で、1つのかたちが進んできておりますが、それを確固たるものにしていくことが、特にこの条例との関係で必要ではないかということが指摘されています。

それから2番目に、窓口機能について、窓口という言葉自体は少しまずいのではないかとということもあるわけですが、とりあえずここでは窓口と一応呼ばせていただきますと、これについて、基本的にはまちづくりセンターに業務委託して進めていくというかたちであったわけですが。これにつきましても、青山委員の方からファシリテート機能、アドボケート機能、モニター機能といった、3つの役割を踏まえて、まちづくりセンターの窓口が単なる苦情の窓口ではなくて、市民の声を代弁し、また政策提案を市民たちがつくっていくための協働の場として機能できるような権限なり仕組みというものをもっと考慮すべきではないかというあたりが前回出たポイントではなかったかと思えます。今事務局としてはこのように考えているということがございましたらお願いしたいと思います。

杉山企画部副参事

それではご説明させていただきます。まず1点目の、手続きの問題ですが、新年度の第1段階として、パブリックコメントの導入という方向での検討を今しているということです。前回もご説明申し上げたわけですが、現在の状況としては、この会議へその要綱案を提案できるという状況にはまだ至っておりませんが、年明けぐらいに皆様にお

示しすることができる状況というように確認しております。それからもう一つとして、附属機関等の見直しの件がございますけれども、これについても特に委員の公募や、あるいは会議の公開といった情報提供の意味を持つ、公開性の問題等の推進については今年度からガイドラインに沿って見直しを図っているところでありまして、これを更に新年度に向けて推進していくということを考えております。

それから2点目の窓口機能の関係ですが、これは新年度予算への折り込みの話は前回もさせていただいているわけですが、まちづくり公社との協議も進めているところで、特に職員の配置の問題で、ボランティアの配置などのご提案もあったわけです。現在考えているのは、例えばNPO経験者などの人材の確保に努めながら、単に一般の職員を配置するのではなくて、そういう方向での検討をしていきたいと考えているところでございます。あと一つは、まちづくりセンターの持つ役割として、情報発信機能ということで、活動団体の情報提供の業務をより充実していくという予算措置の内容です。そのようなことを検討している段階でございます。

伊藤委員長

今、事務局の方からの説明についてご質問、ご意見等がございましたらお願いします。確認しますと、参加の手続きの方に関しましては、とりあえずパブリックコメントを来年の1月ぐらいを目標に、もう少し整備をしていくというかたちで、現在まだ検討中ではありますが、この会議でも固まり次第報告していただいて、その段階で改めて必要であれば議論するというかたちにさせていただきたいと思います。また、審議会等の附属機関に関して、この検討会議自体は、なかなか傍聴者が結果的にあまり来ていないのですが、一応公開になっていること、それからまたホームページに議事録が全て公開されていること、こういった経緯があって、それからまた公募委員が結構たくさん参加されております。これをモデルにしるとは言いませんが、ここでの議論が、それなりに効果があったのではないかと、私たち自身も感じております。是非この辺も勘案して、こちらの方もなるべく早い段階で、要綱なりで進めていってほしい、その段階でまた、この検討会議の期間中であれば是非議題にかけていただきたいと思います。どうでしょうか。

それからまちづくりセンターの問題につきましては、ボランティアの設置等とはもう少し違った意見ではなかったかなという気は僕はしています。例えばそこに正式な機関ではないですが、浜松でNPOを

支援する活動をしている団体等が例えばデスクを仮設置したりするかたちで、自由に出入りすることによって、まず、まちづくりセンター自体が市民にとってもっと行きやすくなっていく、つまりお役所臭さがなくなっていくということです。モデルとしてハイスなどの話があったと思います。2番目に、今、スタッフの強化を図ることによって、市の機関ではありますが、しかし市とは若干距離を置いたかたちで独自に市民からの提案についてファシリテートしていく、あるいはそれを行政に伝えていくためのアドボケート活動をしていくといった機能が、もう少し明確になるような仕組みというものを整備していくということが必要になってくるのではないかと思います。ただ、これについても来年の4月1日からというわけにはいかないかもしれませんので、徐々にステップを踏んで、そのような方向に行けるように考えていく必要があるのではないかと考えているわけです。どうでしょうか。

長澤委員

今すぐ、ここをどうこうするというのではなく、今先生がおっしゃったように、市民参加について、あまり活発な議論は多分存在していなかったということもあります。まちづくりセンターの機能についても、まだまだこれからということころがありますが、参加や機能について、今度この条例ができて、施行されれば、そこでもう出来上がりというようなことではないわけですよ。そこからまた市民参加について、より深く考えていこうとか、それを進めていこうとかという、方針というものは続けて持っていけるのでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

当然、条例ができればそれで終わりということではございません。その条例をいかに使っていただいて、協働によるまちづくりが結果として推進できたかどうかということが大事なところだと思います。ですから、例えば基金、窓口機能の問題、職員の意識啓発、それから参入機会の拡充、そういったことについては、私どももそれらが狙い通りに動いていくように、市の責務というものがあるわけですから、そういった環境づくりを更に進めていくというつもりであります。

伊藤委員長

先週の土曜日に文化政策のシンポジウムが行われまして、その席上でも、文化に絞ってはいるのですが、やはり市が様々な施設を運営したり、事業を行っていただくだけではなくて、市民の中で行われている活

動が、一部のNPOの人たちが孤独にやっていくのではなくて、社会全体がそれを支えていけるような仕組みをつくっていくためにも、例えば文化協会などに、市民からの文化活動に対する、言わば提案の場というものを設けて、そしてそういう活動が多くの人たちの協力を得てまとまっていくことが必要だという意見がありました。必ずしも市が直接に応援する必要はなくて、他のNPOの人たちがそこへ集まってきて一緒に協議して、こだましていくということが良いのではないかということです。そういう場というものが例えば文化の場合にも、もっと強化していくべきではないかといったことが、多少話し合えたのではないかと私自身思っております。そういう意味でNPOの活動におきましても、まちづくりセンターが最適かどうかについては、もっと議論しなくてはいけない余地がありますが、しかし1つのモデルとするのならば、そこが市の政策の代行機関としてではなくて、市民からの提案の代行機関と言いますか、つないでいく機関として機能できるように、その役割を拡張していくためのものを是非考えていきたいと思えます。

とりあえず今日は基金に話しを移しますが、基金も広い意味では市民協働を広げていくための仕組みであり、またその後も参入機会の問題がありますが、こういったものも全て共通しているはずですので、事務局の方でも要綱や方針が見えてきた段階で、逐一報告していただいて触れていきたいと思っています。また、この検討会議が終わった後、推進会議で次年度以降、この問題については継続していただきたいというように最後にまとめるということも含めて進めさせていただきたいと思っています。ということで、随時議論の中でこの問題にまた戻っていただくのは構いませんが、今日と来週の2回に渡って基金について進めていきたいと思えます。

鈴木委員

基金に移る前に少し私自身の確認ですが、ただ今協働推進条例が実際に動き出すことを目指しているわけですが、例えば附属機関の見直しや、窓口機能、参入機会、基金など、いろいろな大きな課題が挙がっているわけです。やはりこれを同時進行といいますか、同じウェイトで進めていくことが理想だと思いますが、今回やはりこの条例を実際に運用する時に、やはり優先順位というか、これだけはまず進めたいというようなものが当然なければいけないと思えます。それが明確でないと議論が散漫になると思えます。やはり私は、浜松市が今回この協働推進条例の最優先課題は何だとお考えになっているかを伺って

みたいだと思います。伺っておく方が、私どもも議論を進める時に、きちんとした意見が述べていけるのではないかと、私は考えますので、優先順位というものがおありなのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

難しいご質問だと思いますが、今までの検討会議でも、どれが大事でどれが大事ではないといった議論ではなくて、基金についても、あくまでも協働を推進していく上での1つの施策ということで、私どもとしては、どれも同様に重要であると考えております。ただ、あえて申し上げれば、基金については、市長が是非導入したいという意向はございます。

伊藤委員長

この辺について、どうでしょうか。先週の土曜日のシンポジウムでも、市長が基金のことを口にされております。ある面でやはり、市長の頭の中では、基金というのが条例の中心課題だという認識はかなり強いというふうに私も感じてはいるのですが、この検討会議の意見の中では、むしろ政策提案の窓口といたしますか、そちらの方がかなり大きな比重を置かれていたことは事実だと思います。参入機会については、どちらの方もそんなに大きな優先順位には入っていないなという感じはしております。一応3本全て基本施策として挙がっておりますので、これはきちんと議論する必要があると思いますが、やや温度差といたしますか、事務局側の方には基金というものが、どちらかと言えばそこに1つポイントがあるし、検討会議側の方にはどちらかというところ、政策提言といたしますか、市政への参画機会というところに大きな意識があるというところは一応確認しておきたいと思っております。ただ私自身、参画機会の方については幾つかの複雑な問題も絡んでいきますので、基金のように要綱がパツとつくれるものではないだろうなと思います。基金の場合は、今日ご説明があると思いますが、杉並区のモデルが1つあるということ、それから国税庁の方が杉並方式を大きく超えていくものについては原則として認めないということを明言しているということがございますので、逆に言うと、基金の要綱は良い悪いは別として、当面はこのかたちでしか出発できないというような限界は持っているのではないかと思います。そういった意味で、話し合いとしては、つくる以上はこのようにならざるを得ないという部分については明解になってくるのではないかと思います。今日の議論

も、これから事務局の方からご説明がありますが、分からない部分について、少し明らかにしていくということと、それから2番目には、より多くの市民がその理念をきちんと理解していただくための広報の部分等に、どうしても議論はいかざるを得ないのではないかなという気はしています。それでは基金の方のご説明をお願いしたいと思います。

・骨子案における個別運用内容について（基金）

渡瀬市民協働グループ長

NPO活動支援基金の内容について資料をもとに説明

伊藤委員長

ありがとうございます。それではこのレジメに基づいて議論していきます。まず名称の問題、これはかなり理念の問題とも絡んでくると思います。この間の骨子案の方では、「浜松市市民協働推進基金」という名称だったわけですが、今日、杉並と同じようなかたちで、「NPO活動支援基金」という名称として変わっています。市民協働がNPOに変わり、それから協働推進が支援に変わっています。この辺について、中身とも関連しますが、直感的なご意見がございましたらお願いします。

長澤委員

正直なところ、とても違和感を感じました。今回この骨子案についてずっと話し合ってきた中で、相互支援の仕組みは十分話し合ってきたとは思いますが、この「NPO活動支援基金」という名称から受ける印象は、とても相互支援とは程遠いような気がします。協働条例の中に支援基金が入っているというの、NPOということについても、とても違和感があるような気が私はします。

北野委員

私も先日新聞を読んだ時に、NPOということが書いてあったので、これとは違うものだと思っていたのですが、ここへきてこういう名称になっていたの、私たちがずっとやってきたことはどこへ行ってしまったのかなと一瞬思いました。やはりNPOと付いてしまうと、一般の市民協働をしたいという団体は、もう外れてしまうということです。現在NPO法人が36団体ということで、36団体に対しての支援になってしまうのかしらと少し思ってしまったのです。どうしても

NPOということが、税金の問題とは言うものの、少し市民活動から離れてしまうのではないかなと思います。

鈴木委員

今回ここに示していただきました（仮称）浜松市NPO活動支援基金について（案）という資料の導入の背景というところに、北野さんが言われたように現在36団体という、かなり具体的な数字が挙がっているというのは、やはり私も、あまりにもリアリティがありすぎるという気はいたします。杉並区の方を拝見しますと、基金の目的という第1ページの下のところ、「NPOとは」という説明が入っています。そのところで、杉並区では、NPO法人の取得の有無に限らずというような文が書かれていまして、これで少なくとも杉並区は法人の取得の有無に関わらずという但し書き付きのNPOという定義をしております。この辺は浜松の場合はどのようにお考えですか。

渡瀬市民協働グループ長

NPOの規定の仕方は同じになると思います。杉並区についても、この基金の交付先についてはNPO法人に限っていますので、全く同じなのです。NPOについての規定の仕方という、指針の時に皆さんからご意見をいただいた通りで、「市民活動団体」というように条例の中では定義いたしましたけれども、ほぼそれに近いのではないかなという気はいたします。ですから、そういう部分は杉並区と同じだと考えております。

鈴木委員

そうしますと、この社会的背景の中に、そういうイメージ、何か訴えかけるようなものが感じられないと、非常に抵抗というか違和感を持ちますので、そういう言葉も大変重要になってくるのではないかと私は受け止めておりますが。

渡瀬市民協働グループ長

その通りだと思います。たまたま今こちらで用意いたしましたのが、税務署に提出した書類をそのまま使ったものです。ですから、一般市民向けに広報する時にはそのあたりを考えていけないと思っております。

鈴木委員

分かりました。

伊藤委員長

論点を整理しますと、2つ大きな問題がありまして、1つはNPO法人というものに対して、これは現実の問題としては今、国税庁が法人に絞るといふかたちの指導をしている以上、当面の間はそれに従わざるを得ないのではないかと思います。しかし名称までNPOといふかたちで限定してしまつて、非常に狭く見せて良いのかということが第1点です。それから2番目に、条例の議論の時に、支援基金といふかたちであるのなら、協働条例に入ってくるのはおかしいのではないかという声があつたわけですが、しかし広い意味で支援ではなくて、市民同士が支え合つていく協働だといふかたちで理解し、それでも一部の人はまだ納得しないところもあつたわけですが、一応多数意見で了承したかたちを取ることにしました。そういった意味で、協働からまた支援に戻つてしまつた時に、その議論がまた蒸し返されるのではないかという問題です。この2点がこの名称問題では関わってくるのではないかと思います。そういった意味で、後で触れます市民への広報の問題等も含めて、かなりここは慎重にしないといけないと思います。従つて名称の問題についてはもう少し議論をして、相応しい名前にしていくということが必要だと思つます。確かに事務局の言うように、今度はあまり広い名前にしてしまつますと、市民の方が非常に大きな期待をして、名称と中身が全然違ふのではないかといふ、今度は羊頭狗肉といふ批判が起こる可能性もあると思つますので、この辺も含めてご意見をいただきたいと思つます。

杉山企画部副参事

今回、この「NPO」といふ言葉に変えたところについて、提言でいただいた名称でいつた時に、これは税法上の優遇措置を受けるといふ1つのツールとして考へているわけで、そうすると自ずと交付の対象といふのは限定されるということになるわけですが。そうした時に、素直に読んでいつた場合に、これなら私たちももらえるのではないかといふ期待感を持たせてしまうのではないかということもありまして、はっきり出していつたらどうかといふ議論の中で、NPOといふ言葉を使つたわけですが。ですから、その辺のところを併せてご議論いただければと思つます。

佐藤委員

杉並の資料を前にいただいたのですが、少し勉強不足で、それに基づいてこのよふな資料をつくつていただいたよふですが、助成金の申

請から交付まで、それから、どのように寄付者と各団体が出会っていくかというところのイメージが少しできないです。支援基金の3ページにあります、助成金の具体的な手続きというところで見っていくと、これは私の勘違いかもしれませんが、助成申請をして事業が終わった後でお金が下りるということですよね。これを見た時に、単にそういった分野だけに限定して寄附金を入れた場合に、どのようにお金が回っていくのか、寄附者と団体が会えるような仕組みというのを考えないといけないと思います。例えばNPOに限定するのか、それ以外のいろいろな広い意味での市民団体にしていくのか、今後すごく議論になってくるとは思うのですが、その時に、こういう団体がこういうことをやろうとしているよというものが、市民に必ず提示できて、これだったらお金を出しても良いかなというふうになるような仕組みを考えていかないと、今までのいろいろな補助金や、基金と変わらないままで終わってしまうと思います。そうすると市民活動団体にとってもいろいろ頭をひねって考えて、もっと活動を上手くやっていけるようになろうという成長にも結び付かないと思うので、そういうところも考えていかななくてはいけないかなと思います。もし補足的にこの助成金の具体的な手続きのところでもう少し説明をいただけるのであれば、いただきたいのですが。

伊藤委員長

この問題も結構重要な問題です。順番は先なのですが、やはり関係しますから触れていきたいと思います。事業助成というかたちに限定してしまいますと、かなり市民からの寄附に対して難しいところが生まれてくると思うのです。基本的には身近でがんばっている団体を応援したいので、直接応援したいのですが、市を通した方が税制上の優遇措置を受けられるということで寄附者は寄附をするのではないかと思いますので、それが特定の事業が全部審査されて、その事業補助というかたちになってきますと、事業報告が必要になってきて、該当しない場合には減らされるだとか、そういうことも起こりかねない要素を持ちますので、この問題も少し、私も杉並の方のものをきちんと読んでいませぬので、事務局の方のご意見を聞きたいと思います。

長澤委員

パブリックコメントを求めた時に、どなたかのご意見で、1回市にお金が入ってそれが出てくると、寄附が助成に化けてしまう、そこがとても問題だという意見がありましたよね。正にその通りではないか

などと思います。寄附であったはずの、私たちは何もできないけれども、がんばって良い事をして頂戴という気持ちで、全く見えなくなって、別に助成金は補助金と同じならば、これは支援基金の存在価値というものがなくなってしまわないかと思います。

渡瀬市民協働グループ長

今までの一般の補助金と変わらないということはないと思います。例えば寄附が100万円入ってきた場合に、その寄附について助成先の希望を伺うわけですが、審査に当たっては寄附者の意向を尊重していくこととなります。ですから市が独自に、例えばこの団体が良いのではないとか、薄くそれぞれ均等に割ったとかということではないと思います。ただ、基本的に、トンネル補助金というものは認められていませんので、寄附金は寄附金として一旦市に入り、あくまでも助成は市の裁量で行いますということになります。但し、今回の基金は寄附者の意向を尊重して流していきましようということで、それが相互支援というかたちをどこまで表現できるかということになると思います。

伊藤委員長

確かに今、渡瀬さんがおっしゃったような理念で考えたわけですが、例えば事業補助というかたちを取りますと、その事業額の総予算が仮に50万円で、その団体に対して100万円の寄附が出た場合に、100万円渡せなくなってしまいますよね。つまり寄附者の方はその事業ではなくて、その団体の活動全体を応援しようと思っているわけです。しかし特定の事業に限定されてしまいますと、その事業に見合った額しかいかないわけです。これは全然趣旨が違ってくる問題ではないかなと思うのです。私も少し気になったのは、浜松市の補助金交付規則に基づいてしまいますと、そうならざるを得なくなってしまう要素が結構強いわけで、今回の場合、確かに国税庁に対しては市からの補助金にそれを編入するかたちでやるということになっていますが、トンネルしないために審査委員会をつくって、きちんとその団体がそれに相応しい団体かどうかのチェックはしますが、しかし事業までをチェックしてしまいますと、これはほとんど今までの補助金と変わりなくなってしまうということは事実ではないかと思います。ここをもう少し明確にしないとまずいのではないかと思います。

山中副委員長

この3ページの図を見て、事業報告を提出するとあります。事業をしないともらえないのかなと思ったら、私はNPOの立場で言いたいと思うのですが、継続してやっているのがNPOだと思うのです。新しい事業をするためのNPOではないと思うのです。そうすると対象にはならないという感じですよ。

伊藤委員長

事業報告は、登録する時の最初の問題だと思います。もらったお金に対しての事業報告という意味ではないはずなのですが。

山中副委員長

もう少し説明をお願いします。

渡瀬市民協働グループ長

実態として団体運営費補助なのです。ただ、市では、全てが事業というように捉えるというだけです。ですから例えば1つの新たな企画書をつくって、この事業を行うことに対しての補助というのではなくて、その団体に対する補助なのです。

伊藤委員長

そうなった時に、1回明確にしておいた方が良く思うのですが、基本的に、例えばアメリカなどではどうなっているかと言いますと、国税庁の501C3という税制優遇を受ける団体というのは、NPO法人格を取ったら全て自動的になるわけではないのです。NPO法人格を取るのアメリカは非常に簡単で、登録さえすれば良いわけですが、一応1年間の活動実績を踏まえた上で、もう1度501C3に、つまり国税庁に対して再申請するわけです。そうして一応1年間の活動報告は当然、事業報告、会計報告をしています。それが明らかになった段階で国税庁の方が認めるわけです。従ってNPO法人の約半分から3分の2ぐらいが税制優遇団体になっているわけですが、3分の1ぐらいは税制優遇団体にならない団体もあるわけです。従って、例えばこれは杉並の場合には、申請中の団体も補助金の申請ができるようになっているのですが、私自身の意見は逆に言うと、NPO法人になるのと同時に申請できるのは、むしろ問題を起こす可能性が高いと思います。1年間ぐらいの活動実績があって、その段階で、NPO法人は1年経ったら事業報告を出さなくてはならないわけですから、それを前提に考えていくというかたちであれば、複雑なことを考えなく

ても済むケースが結構多いはずですが。逆に言うと、登録する時に事業報告を出さなくてはいけないといことは、新規につくったNPO法人では不可能なはずなのですが、そういう矛盾が入っているのではないかなという気がします。

杉山企画部副参事

確かに従来の補助金は、先ほどからお話がありますように、1つのイベントをやるとか、それにかかった経費の何分の幾つかを補助しますよということだったと思うのです。私たちも今この話をしていく中で、まだ読みきれない部分があるのですが、先ほど先生がおっしゃったように、50万円の事業しかやっていないNPO団体に100万円の寄附がきたというのと、今までの考えでは100万円の補助はあり得ないということですが、ただ、寄附者にしてみれば、その団体の活動ミッションに共鳴して出すということですから、当然この基金の狙いとしては100万円を出すというふうな運用が考えられるとは思っています。しかし、お手元にあります補助金交付規則というものがあって、規則との絡みの中で、例えば事業報告書のようなものが必要になるわけです。手続き上のものがこの図の中では混在している部分もあって、そういう部分について、新しい補助手続きをどうするかということなど、まだ完全に整理できていない部分はございます。ですからその部分で先ほどからご質問にも出たりしているのかなと思っております。

伊藤委員長

名称の問題は後に回しまして、この問題を再整理していきたいと思えます。とりあえず、国税庁の方針もありますので、当面の間はNPO法人ということを前提に一応議論を進めていきたいと思えます。NPO法人の中で、この2ページ目の登録要件の中で、NPO法人であることは良いとしまして、2番目に事務所が市内にあること、これも原則として良いのではないかと思います。それから3番目に、事業費の総額のうちの非営利活動の占める割合が50%以上であること、この辺を押さえた上で、仮にこれがOKだとした場合に、先ほどアメリカのように、例えば設立後1年以降のNPOであることを付け加えるかどうかという問題も当然起こってくるわけです。

それから2番目に、この団体に対して市民が寄附をするに当たって、ある面では市をバイパスするわけです。その時に単なるバイパスではないようにするために審査委員会があって、そこでその善意の寄附と

いうものが、その団体の事業の質に対しての評価ではなくて、額に対する評価となってしまうと、かなり大きな問題が起こってくるのではないかということが、今出ている問題です。つまり、小さな団体に対して寄附者が寄附をして、もっとその活動を広めてもらいたいという時に、その団体が行っている年間の事業額が非常に小さかったりした場合、そんなに小さな団体にこんなにたくさん寄附をするのはよくないというのは、審査委員がするのは構わないと思いますが、市の規定、あるいは補助金規則でそうなってしまうと、若干問題があるのではないかなという気はします。そういった意味で、登録の問題、それから補助金の出し方の問題に関するところを少し明確にして、それが今ある補助金交付規則にもし合致しないのならば、補助金交付規則を改正することも含めて議論していかないと、多分議論が進まなくなってくるのではないかと思いますので、もう少しご意見を出していただければと思います。

山中副委員長

まだ頭の中が整理できていないですが、やはり先ほどおっしゃいましたように単なる補助金ではないので、寄附者が例えば1千万円持っていて、税金で納めるよりも市民活動を応援したいと、例えばうちの環境に寄附します、となった場合に、うちはもし1千万円もらってしまうと困るわけです。100万円で良いです。しかし1千万くれると言ったらもらうべきだと思うけれども、その900万円でどうするかといったら、私は市民も黙っていないと思うし、癒着があるのではないかとか、山中さんは賄賂を渡してそういうふうに税制のことでやったのではないかとか、そういうこともありますよね。ですから非常に難しいですよね。自分も地道にコツコツやっている団体としては、額というのはあればあったで良いのですが、どうなのでしょう。

伊藤委員長

実際には、そのNPOの親族の場合はだめなのですが、応援している人間が、かなりの額を寄附するケースはあるのです。それは財団と同じような基金にしてしまうのです。つまりそれをどんどん事業費に充ててしまったりすれば、べらぼうに膨らんでしまって水増しになってしまいますし、非常に問題がありますが、例えばそれを銀行に預けて基金にしていくことによって、非常に安定的な運営ができるというケースがあるわけです。実際にそういうかたちで基金を2～3千万円持って活動しているNPO団体は幾つかあります。ただ、今回の補助

金規則でいきますと、多分そういうかたちの出し方はできなくなってしまわないかなという感じはします。

山中副委員長

現実的にシミュレーションをすると、例えば1千万円持っていた身寄りの無いおばあちゃんが死んでしまった時、これは難しいですね。やはりそのところがどうしてもこの表でも見えないと思いますが、しかしそこまで細則で決めないといけないのでしょうか。

伊藤委員長

この規則の運用によってできるのかどうかという問題、それからその前にそういったことを許すのかどうかという問題の議論があります。今回の協働基金の中に、そのような金額のものは入れないという考え方もあるわけですが、そういうケースというのは十分あり得ます。特に個人からの寄附の場合には、比較的高齢者の方が亡くなった時に、遺産を寄附するというケースがアメリカでは多いですし、日本でもこれから先増えるのではないだろうかと思います。そういった時に出るお金が、例えばこういうケースもあり得るのです。NPOを支援するNPOに例えば1千万円の寄附をして、その団体が例えばそれを草の根の市民活動団体、あるいはこれから先NPO法人として立ち上がっていきこうとする団体に対して助成をしていくというかたちで、そのような基金としてその団体は取り崩しながら、今後5年間にわたって言えば草の根のNPOを援助していくということをやっていく。それを定款に書いていけば、当然それはNPO法人の1つの非営利事業として認めるべきだと思います。従ってその団体が今までは500万円ぐらいしか予算がなくても急に3千万円のお金が入って、それをベースに今後5年間、地域のNPO法人を育て上げ、強化していくのだというプログラムに変えていくということも十分起こり得るわけです。このようなケースに対して対応できるのかどうかということが、多分一番大きな問題だと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

未知な領域ですので、これといって明確な答えが今の段階ではなかなか出ないのですが、だからこそこの検討会議の中でも皆さんの意見を聞きながら固めていきたいなと思っているのです。今のお話しなども正にそうだと思います。

伊藤委員長

できればこの検討会議の中でも，市民間で市民活動を支えた時に，今ある制度の中でどういうものがあつたら良いかということ为例えば事例も含めて少し議論をしていって，そういった中で，さすがにここまではずいのではないかということは落としながら，でもこういったケースはあつても良いのではないかということは，やはり生かせるような基金になっていけば，相互支援の基金になってくるのではないかと思います。従つて，単に杓子定規に基金の仕組みをつくるというよりも，現実であり得そうな，あるいは既にあつて，市民活動が非常に盛んになつたようなケースというものを少し集めて，この制度を有効にしていくということが，まず重要なポイントだと思います。

それから2番目に，そのようなケースを広報で伝えることによって，市民も自分のお金がこういうかたちで生かされるのだつたら出してみようという気になるになるのではないかと思うのです。単に曖昧に市民活動団体に対して市を通せば寄附できますよと言うだけだつたら誰も何となくよく分からないからやめたということで，杉並区なども多分，もう1つ動きが悪いのは，イメージが湧かないというのが1番大きなポイントではないかなと思うのです。そういう意味では，イメージが湧くような事例も含めて広報していく必要があります，もちろんそこには国税庁の黙認する範囲というものも当然ありますが，この検討会議の中ではかなりイメージを膨らませておいた方が良いのではないかと私は考えるのです。

山中副委員長

先ほど佐藤委員がおっしゃつたように，どうしても皆さんにアピールするというものがないので，そういう付属テキストブックのようなものはできるのですか。今委員長がおっしゃつたように，例えご老人がお亡くなりになつた時に，例え皆さんが分かるような，そういう時にこういう団体だと良いといつたような，個人名は出してはいけませんが，そういった雰囲気が湧くものも必要かなと思いますがどうでしょうか。

伊藤委員長

多分，他の自治体も含めて浜松にも幾つかあるのではないかと思います，今までこういう制度がなくても，市に対してこういった分野に使つてほしいというかたちで，市民の方が寄附を申し出るケースはたくさんあつたと思うのです。そういうことをもっと多くの人に知つ

てもらい、あるいは一緒になって考えてもらう、またそんなに大きな額でなくても1万円以上のお金だったら税制の対象になってくるわけですから、10万円、20万円でも可能だといったようなことも含めて、少ない額と大きい額で幾つかのものを挙げていったりしないと、多分イメージが湧かないと思います。この辺、こういったケースを知っているという方がいらっしゃいましたら是非ご発言願いたいと思います。

鷲巣委員

これからその基金の基になる種をまこうとしている人を、私は知っているのですが、それはこれから例えば100万円というお金を出しますので、種ですよ。それから芽が出て、枝になって、花が咲いて、やがて実ってほしいということで寄附をしようとしている人がいるのですが、そういうこともここではあり得るのでしょうか。そうすると、今やっている団体には、もしかしたら当てはまらないかもしれないのです。未知なものに対しての寄附です。それからもう1つ、最初に戻って申し訳ないのですが、NPO法人というものでないと寄附できないのですか。北野さんが先ほどおっしゃったような普通の団体に対しては、先ほどNPOに寄附をして、そのNPOからもらうこともできるというようなことをおっしゃいましたが、もしそれが可能ならそれを書いていただければ、36団体ではなくて普通の人たちにもいけるというのがイメージできるのかなと思いました。それから先ほど言いましたように未知な団体に対してです。今の団体には全部当てはまらないのだけれども、確かにそれは必要だというところに種をまこうとしているのがありますので、その辺をお考えいただけたらと思います。

伊藤委員長

鷲巣さんがおっしゃったケースで、こういうケースがあると思います。例えば特定の団体を指定しないで活動領域を指定する、それにかなり詳しいイメージが書いてあって、それに当たる団体が存在しない場合に、できるまでずっとそのお金を市が預かって、あるいは逆に言うと、そのような寄附の申し出がありますということを公表することによって、例えばNPO法人をはじめとする団体が、そのようなミッションを持って活動をして、しかしすぐにつくった場合には見え見えですから、1年ぐらいの実績を得て、審査委員の方もこの団体は大丈夫だと分かれば、そこに5年後ぐらいに助成をするということがあり得るかどうかです。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

大変魅力的なお話だと思います。そのことが新しいNPOを育てるということにも波及するわけですね。恐らく今ないということは、政策のいわゆる谷間になっている部分ですね。そういうところに対しての寄附で、共鳴した人たちがそれを活動資金にして、その領域で活動してもらうということは、当面難しいにしても、それを是非、こういう寄附者の意向を情報提供して、手を挙げていただくということは、やってみたいと思います。

伊藤委員長

多分今日ここに書いてある項目でいちいち決めていくというよりも、このような寄附があれば素晴らしいのではないかと例を少し挙げていくことによって、現在ある規則なり、そういったものに合わない場合には、そこを少し変更していくというようにして、全体の枠として税務署に出す場合には、杉並の方式というものを仕方ないので守るにしても、今後の発展に向けてのイメージというものは、かなり具体的なかたちで掴んでおく必要があるのではないかと思います。

長澤委員

先ほど先生がおっしゃった、NPOを支援するNPOが寄附金を基金として持つ、そのためにそこに寄附を出すというやり方というのは可能なのでしょうか。もしそれが可能であれば、今鷺巣さんがおっしゃったこともクリアできるでしょうし、北野さんがおっしゃったこともクリアできるのではないかと思います。

伊藤委員長

事例に書くと、さすがに国税庁が文句を言うかもしれませんが、そういうのが可能であるということであれば、口コミでそういうものは広がっていくものです。

長澤委員

実際にファンドを考えるといったことをやっている団体もあるので、今はNPOではないのですが、その団体がNPOに発展することもあり、そういうものが浜松にできる可能性もあるわけです。そうしたらそこにいけるのであれば、かなり広い意味で市民活動を支援できる基金として有効にはなるのではないかと思います。

鷺巣委員

それは税制や組織の面でそういうことでないとだめだということ

言ったのですが、本当だったらやはりそれはおかしいと思うのです。小さくても何でもその団体に寄附したかったら自然にいくように、直接いかないで迂回しながらいくという、そんなややこしい、いわゆるお役所的なことではなくて、寄附したい団体にいけるような方法は考えられないのでしょうか。

伊藤委員長

多分、今の国税庁の状況では当面は無理だと思います。ただ、名称の問題になりますと、当面無理だということで、NPOに限った名前にしてしまうのが良いかというのと、また別問題だと思います。例えば僕も、これから先のNPOをめぐる税制というものは、刻々と変化していくのではないかと考えていますので、例えば杉並方式に国は固執するでしょうけれども、しかしこれが2、3年してくれば、例えば各自治体が責任を持って審査を行い、登録を行えばOKとするというケースが出てくる可能性もあると思います。従って、10年間ぐらい変わらないのだったらNPOという名前を固定しても良いかもしれませんが、僕は5年以内に必ず変化が起こってくるのではないかと考えていますので、名称問題に関して言うと、多少、市民活動団体などに誤解を受ける部分もあるかもしれませんが、あまりNPOに限定はしたくないです。

それからもう1つ、NPOを支援するNPOを通してというやり方が、下手にそれを役所めいた機関がつくってやってしまうと役所になるのですが、実際にアメリカなどでは、そういったNPO法人があることによって、例えば市民が情報を持っていなくて、どうしても身近にある団体にしか寄附ができないので、そういう寄附を一端預かって、その依頼人である寄附者の意図を最も実現するために、団体を紹介するようなことも存在しているのです。そういう意味では、そういう団体を通すことの方がプラスになる面も結構あつたりしますので、一概にそれがおかしいとは言えないのではないかと思います。

いずれにしましても、多様な選択肢ができていくことが一番望ましいと思いますので、その時に、現在のNPO法人に限定するという国税庁の方針がある中で、たまたまそのようなNPO法人があればそこに寄附がいて、その団体の活動が様々な小さな市民活動団体を応援し支えていくというミッションを持っていけば、現実には可能なはずなのです。実際にこういう税制優遇ではないかたちで、たまたま親戚のおばさんが死んで、何億円という遺産があるNPO団体に寄附されて、そのNPO団体はその額が入ったために定款を変えて、自分たち

で使うにはあまりにも大金であるというので、地域のNPOを育てるための活動を付け加えてやっている団体もあるのです。そういう意味では事例がないわけではありませんが、ただ、今回のこの基金の対象として、そういったものが、多分事務局の方も夢としてはすばらしいなということで賛成されるとは思うのですが、現実には国税庁との交渉も含めて可能かどうかという部分もあるのではないかと思います。是非この辺なども前向きに捉えて、可能になるような仕組みとしてつくっていただくと、浜松らしさと言いますか、そういう部分も出せるのではないかと思います。

それから、これも杉並区では難しいし、国税庁の方もどう出るかわかりませんが、現金以外の寄附です。不動産や証券といった部分の寄附というものを、行政を通すことによって可能になるのかどうかという問題です。特に遺産の場合には不動産というケースが非常に多いわけですね。一番困るのが名画とか絵画なのですが。それからもう1点確認ですが、贈与税の問題は杉並の場合には完全にクリアできているのですね。つまり単に本人ではなくて、受け取った方に税金が掛かってしまうというのが贈与税です。つまりビジネスではなくて、寄附の場合には通常は贈与税が掛からないはずなのですが、ただ、額が非常に大きい場合などは、ケースとしてどうなっているのか、僕も細かいことは分からないのです。

杉山企画部副参事

NPO団体側に贈与税が掛かるかどうかということは、現行の補助金が同じようなケースだと思います。ですからそれを考えれば良いかとは思いますが、確認はしてありません。

伊藤委員長

補助金というかたちで形式上では贈与税は掛からないはずですが。例えばコンクールの賞金は、これは贈与税ではなくて源泉の対象になりますし、結構お金をもらおうと税金が掛かってくるという問題があって、贈与税などが掛かってくると、もらった方がすごく迷惑するというケースもあるのです。

山中副委員長

環境をやっている仲間で、里山などをやっている人が、山小屋風のところを拠点としてやっていて、その方が死んでしまって、そこを拠点に使ってくださいという時は、もらって良いのでしょうか。通すこ

とによって税制優遇を受けたいから、いろいろなそういう問題が起こってくると思うのです。特に環境をやっている人というのは、富士山の近くとか、トンボの池とか、炭焼き小屋の土地とか、結構そういうものを持っているのです。私たちはお金よりも、むしろそういうものを提供してくれたら嬉しいなと思いますが、もらっても良いのでしょうか。私はそのことでいつもシミュレーションをしています。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

土地建物の寄附というのは、他にも多分例があると思いますから、少し確認をさせてください。そういう申し出があった時に、行政としてどういう対応を今はしているかというところだと思うのですが、少しお時間をください。

伊藤委員長

8月の時に聞けなかったので、杉並区の方にもそういったケースを幾つか出して、向こうではどのように考えているのかということについて、確認をお願いしたいと思います。なるべく広範囲で使える基金にならないとあまり意味がありません。今まで多少疑念を持っている人も使えるのだったらおもしろいというようになる可能性もあると思いますし、また市民の方もそういうかたちであれば寄附をしてみようという気になる可能性も高いと思いますので、非常にこの辺は重要なポイントではないかなと思っています。

北野委員

少しお聞きしたいのですが、この場合はとにかく税制優遇をすることでこの基金があるのですが、別に優遇してもらわなくてもここに寄附をしたいという人もいるのではないかと思います。そういう場合はどうなのでしょう。

伊藤委員長

イギリスの制度の中で、税金を安くするのではなくて、安くなった分を寄附に上乗せするという制度があるのです。例えばAさんが1千万円をあるチャリティに寄附する、そうした場合に税制優遇措置を受けると、仮に100万円か150万円、税制上優遇措置が受けられるとします。そうするとその人は、100万円、150万円を自分がもらうということも選択できるのですが、自分は別に税制優遇を受けなくても良いという人は、1千万円にその150万円ぐらいが上乗せされて、1150万円になって寄附が増えてしまうという制度

をイギリスは取っているのです。つまり、国の方は優遇した額というのは、その150万円を寄附した人にあげても良いし、寄附を受けた人にあげても良いという、これは両者の間で話し合っただけで決めることができますという制度なのです。これは結構おもしろい制度で、アメリカにはないのですが、逆にイギリスなどの場合、金持ちが多いのかどうかは知りませんが、税制控除など要りませんよ、その代わりその額があるのだったらもっとプラスアルファしてその団体に回して応援してあげてくれというような人が結構イギリスには多いらしくて、そういう制度があるようです。ただ今回の場合、そこまで制度をつくるかどうかは別として、北野さんがおっしゃられた意味での寄附というのは、この制度と関係なしにどんどん増えてほしいわけです。従ってもう一つこの制度の大きな狙いの中には、寄附の文化を育てるのだというような役割をもっと担っていく必要があるとした場合に、本当はまちづくり公社のような外郭団体がこの基金の窓口になり得る時代になってくれば、そこが本当にお金の面での中間支援組織となって寄附の文化を育てるための啓発活動等をしていくようになり一番良いのですが、これも少し現在の段階では国税庁の規定からいきますと残念ながら難しそうです。でもゆくゆくはそうなってほしいなという気はします。

石田委員

ずっと悩んで話を聞いていまして、基金と言うと、私のイメージなので違っていたら言ってほしいのですが、お金をプールして、それから今の時代ですから利息を生むということは非常に難しいのかもしれませんが、時代がまた変わってその基金が増えたら、それを当然活動しているところに分配していくというものかなと私は思っていました。今のお話を聞いていると、指定先がしっかりしている時は、その団体に例えば1千万円入っても、その1千万はその団体にあげてくださいということになってしまおうとゼロ、次に3千万円きたけれどもこの団体にとわれていってしまってもまたゼロ、それで基金なのかなというのがあります。その辺が基金のイメージと今のお話とが何となく合わないの、どうなのかなと思って聞いていたのですが、どうなのですか。

杉山企画部副参事

基本的に果実を事業に充当する、あるいは補助金として出すということではありませんので、寄附があった生のお金在实际にすぐに出て

行くという、そういうかたちです。ですから通常の友愛の福祉基金などで言えば、今おっしゃったように利息を事業に充当するとか、そのような使い方になっていると思います。ですから100万円という寄附金があった時に、その100万円は取り崩しをしない限りは残って、積み上がっていくというのが現行の基金のほとんどだと思います。しかしこの基金の場合には基本的には一旦受けて、そこでしかるべき審査を経た後には出ていく、そういうイメージになろうかと思います。ただ、分野指定のようなもので、該当がないとか、そういった時には一時的にプールするということになるのかなと思います。

伊藤委員長

基金には、今おっしゃったように2種類ありまして、果実を運用する基金の他に、そうではなくて、全部流動的に動いている基金があります。ただ基金にしておくのは、例えばその年度を越えて持つことができるのです。基金にしないと一般会計に入って、そうしますと予算年度内に処理するということが原則になっていますが、基金という仕組みを取ることによって一定程度、例えば使用できない場合には貯めておくことができると思います。今回は一般会計に入れるので別会計がきちんとできるのかどうか、これも僕は少し不安を持っていますが。

杉山企画部副参事

今のことをもう少し説明させていただきますと、その年度の中では、一端寄附があればそれを寄附金として収入で受けて、例えば100万円を積立金として基金に一旦積みます。ですから貯金通帳の中に100万円の記帳がなされるわけです。そういう状態にしておいて審査委員会で審査して、それではここに出そうという状態になった時に100万円を引き出します。通帳はそこでゼロになるというイメージです。ですから半年なり一定の期間の運用利息だけが年度末には基金の残高として残るというイメージです。

伊藤委員長

年度を越えた場合に、例えば残額にあった場合には一回、一般会計に入るわけですか。

杉山企画部副参事

それは基金の積み立てとして繰越をされていきます。

伊藤委員長

つまり基金として独立できるわけですね。

杉山企画部副参事

そうですね。ですから基金の明細というのはきちんと管理されますので、それは心配ありません。

伊藤委員長

基金として独立性を持つということですね。そういう意味で基金と呼ばれるだけであって、別に果実を運用するものだけではないということですので、その辺はご心配ないのではないかと思います。

長澤委員

今までの議論とは少し違うかなと思うのですが、まだ浜松市には他の基金もたくさんありますよね。この間少し計算したら二十数億円あったと思います。市民のパブリックコメントにもありましたが、そこどう区別するのかという問題があります。指定先、指定分野がない場合、先ほどのお話にもずっと出ていますが、そちらも実際に存在するわけですから、もちろん優先順位が付いていて、このNPO活動支援基金が優先順位1番ということならば、まずここにきて、なければ友愛にいきうとか、そのようになるのかなとか、現存する基金との整合性はどのようなのでしょうか。友愛の福祉基金は今年から取り崩しができるようになったということですが、随分溜まっているので、あれは本当に好意が溜まっているだけでもったいないと思います。

山中副委員長

この前社協だよりを見まして、去年は5千万円の寄附が2口あったということですが、この基金は誰が何千万寄附しましたということは例えば個人名でなくても公表するのでしょうか。それでないと社協だよりを見て、去年は5千万円が2口もあったのに、それはどこへいったのと思ってしまったのですが、そういうことは明確になるのでしょうか。

渡瀬市民協働グループ長

市の基金に対する寄附の公表については、名前を出して欲しいという方もいらっしゃいますし、隠して欲しいという方もいらっしゃるの、あくまでも寄附者の意向ということになります。また、寄附者がどの基金に寄附されるかということも本人の意思で行ってもらうわけです。ただ、今回の基金は、市の事業に充当するという基金ではあり

ません。それに対して既存の基金というのは、市の事業に充当するというのが前提となっていますので、市の何かに使ってほしいということであれば、多分そちらの方に寄附されるというケースがあるかもしれませんが、そうではなくて、いろいろな市民活動の中で福祉なら福祉、環境なら環境の団体の方に使ってもらいたいということであれば、こちらの基金の方に来られるという形になるのではないかと考えています。

長澤委員

それはお金を受けた職員の考え方、知識、気持ちなどに、ものすごく左右されるということは実際ありますよね。

伊藤委員長

実際に杉並区の場合にも、第1号は、区に持ってきた人を誘導したわけですね。ただ、これは広報の問題で、今回の基金が、本当に今までの基金とは違うのだということがきちんと広報されて、寄附をしようと思った人に明確に意思を表明してもらえるようにしていくのが本筋だと思うのです。ただ、持ってきた人が、とにかく寄附はしたいのだけれども、行き先についてはお任せすると頑固に言い放つ方も多分いらっしゃるだろうと思います。その時にはたまたま窓口を担当した人の意思によって結構変化することは、現実には起こってしまうと思います。これはある面では仕方がないのかなという気はしているのですが、いずれにせよ、今、渡瀬さんがおっしゃったように市の事業の方に充当するのではなくて、あくまで寄附者の意向を最大限に尊重しようとしているものです。どうしても審査でその先があやしい団体であれば、だめというケースも当然起こり得るわけですが、最大限生かそうとする基金であるということだけは明確にしていけないと意味がないのではないかとこの気はするのです。

長澤委員

でも例えば分野指定ということで、障害者のために役立ててくださいということでお金を持ってきた方に、障害者を支援しているNPOがある、一方で友愛の基金がある場合、どうするのだろうと思います。それでは半分ずつにしましょうかとか、こっちの方が今はがんばっているからこっちにしましょうかとか、ここはまだあまりあてにならないからとりあえず友愛の方が良いのではないですかとか、その判断というのは、やはり実際にもものすごく問題があると思うのです。そこ

の個々の判断，方針，意識であるとか，その辺はどのように考えていけばいいのかなというのは，すごく不安です。なぜなら今本当に善意が溜まっているかたちと言ってははいませんが，本当にたくさんのお金が今，浜松の基金として存在していて，1千万円もらっても，毎年100万円ずつバラバラにして使うような，それも大きな事業の中の100万円ずつでの使われ方をしているという事実がある以上，やはりその人の善意をどのように考えるのかということは，ものすごく意識の問題にしても検討しなくてはいけない問題なのかなと思います。それを実際に心配しているご意見もありました。

伊藤委員長

この委員会の課題ではないとは思いますが，基金の整理というものは絶対に必要だと思います。つくったものが一定のミッションが過ぎても残っているということは，外郭団体の見直しと同じように，ある段階では整理していく必要があると思いますし，そういうことを一方でやっていかない限りは，常にこの問題は残るのではないかと思います。とりあえずこの検討会議の方で，他の基金についてやめろという権限はありませんので，一応独自性を明確にしていくということと，それからなるべく行政側の担当者が恣意的ではなく，寄附者に説明をして，その人がNPO法人だけには寄附したくないという頑固な考えを持っていけば，当然友愛の福祉基金の方にいくようにするようになるでしょう。

山中副委員長

広報についての有効な手段を，今皆さんが話し合っているところだと思いますが，やはり寄附をする人というのは，良い事をしたといって，寄附先までは皆あまり考えないのです。これからの新しい基金は，市民が主役というものを目指したいので，NPO活動をしている団体の細かいメニューは絶対に欲しいなと思います。登録の団体は必ず2年間の経歴がなければいけないとか，細かいことでも良いので，例えば子どもにレクチャーしたとか，お年寄りを外に連れ出して遊んだとか，そういうことの，誰でも分かるような細かいメニューで選んでくださいと言えるような，何かそういうものが欲しいと思います。私が過去にボランティアに参加していると，その人はアフガンの困った子どもに寄附をあげたのだといいましたが，実は違うのです。しっかりNGOを通さないと，とんでもないことになっていることもあります。やはり寄附者というのはあまり情報が無いので，そのところで有効

な寄附先の広報については、すごく私は期待したいなと思います。寄附をする人もしっかりして欲しいと思います。

北野委員

山中さんと同じような感じで、とにかく細かい団体が分かるものを提示しないといけないと思います。先ほど言った窓口で12分野の36団体あるわけですから、ここが良いのではないかといった誘導のようにしないようにする必要があるのでないかと思います。ですから先ほど山中さんがおっしゃったように、細かく提示されていれば選びやすいし、2分野選びたい人は選ぶというかたちで、本当に寄附者の意向を聞くというのであれば、そこまでしていないとだめではないかと思います。

伊藤委員長

多分、この問題は広報だけではなくて、受付事務の問題があります。これは今のところ外郭団体ではできなくて、行政でなくてはいけないのですが、しかしどこでも良いというわけではなくて、やはり行政内にきちんとした窓口を設けなくてはいけないと思います。もちろん登録制を取って、自分のところは寄附を受けたくないという団体も当然ありますから、寄附を受けたいという団体が多分登録するでしょう。そうすると36団体のうち30団体ぐらいになるかもしれませんが、その団体に関して言えば、やはりどういう団体でどういう活動をしているのかということについて、団体の方もやはり寄附を求める以上は、県に出している報告書以上の報告をしていくことが求められると思います。そういったものをきちんと用意して、その窓口では単に県に行き見てくださと言うのではなくて、対象となる団体の活動などについて問い合わせがあれば全て答えられる、あるいはホームページ等を通して、県とはまた違った視点で浜松市独自の責任の下に、その団体について案内をしていくということにはなればまずいと思いますので、そういうことができる受付窓口でないと、この意味を成さないのではないかと思います。将来それが市の直轄ではなくて、第三セクターなり、もっと民間団体の方に移管できるようになれば、もっとそういうものがフリーにできるようになるのでよいのではないかという気はしています。

石田委員

受付のことですが、今寄附を受け付けているのは各課ですよね。多

分，福祉だったら福祉の課へ行ってお金を寄附したいのだけれどもというかたちで出されたものが，そこではこういう基金がありますからここにどうぞ，というかたちで現在は受け入れられているわけですか。となると，この基金についてはどこになるのですか。どういうかたちでそれを受け付けるのかということがよく分からなくて，どういうふうに考えていらっしゃるのかなと思いました。

杉山企画部副参事

どうやって受け付けるかということですが，職員の意識改革と同じで，これについても全庁的にやらなければいけないと考えています。それについては，副委員長がおっしゃったように，例えば寄附者が見えて，その方に12分野の団体はどういうものがあるのか，分野別の団体，活動別の団体などのデータ資料が欲しいのか，などの話をしているわけです。基金を持っている課というのは限定されますので，基本的にそこへ寄附の話があれば，そういう寄附者の意向を十分に聞きながら当たりを付けるということが，最初に対応したところで行う作業になるわけです。その段階で，寄附の意向がこの基金に該当するかどうかという判断を次にしていくということになるわけです。現状では，例えば福祉といえば福祉事務所など幾つかの課がありますので，意向のある方はそこへ話をするでしょうし，あるいは秘書課に直接入って行ったり，その他職員を通じたり，いろいろなパターンがあると思いますが，現実には基金を持っている課のどこかが一時的に受けることになると思います。

伊藤委員長

例えば前回の広聴の話でもそうなのですが，どこに入っても一応，皆が共有するような仕組みをつくるというのが，前回この図で説明されたと思うのです。同じように寄附についてもやはり，きちんと全員で確認した上で，どこに行くかということが決まっていけないと，その受けた担当セクションの人間個人の判断で，これはあっちだ，こっちだと決めていくのは，極めて曖昧になるのではないかという気します。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

その担当セクションの恣意的な判断がないように，情報提供については今までの基金，それから今回のこの基金についても，公平に提供した中で寄附者が判断することになると思います。今回の条例の基金

については、事務局としては、予算計上しているのが今、当課になっておりますので、実際に現金のやり取りというのは当課がやるようになると思います。ただ、協働の窓口はまちづくりセンターを想定しておりますので、一般市民の方は恐らくそちらの方にも行かれるとは思いますが、当然、向こうの方にもこの基金の対象、あるいはその活動内容といったものについては、私どもと同じ情報を持ってもらうように、これから進めていきたいと思っております。

佐藤委員

広報ですが、まちづくりセンターが窓口になるでしょうということで、これから話を進めていかれると思うのですが、この協働条例が、あまりにも皆に知られていないというのは、皆さん感じていらっしゃると思います。協働の意義や、そういうことを進めているのだよということを広く市民に知らせるためにも、できるだけ市民と近い担当課にも協力をいただいて、基金についてのパンフレットをつくって、例えば不謹慎かもしれませんが、税務課などにも置いていただいて、呼びかけをしていただくことも必要かなと思います。担当課が今は行政経営課ですが、それ以外の課にもこの協働の意味というものをよく分かっていただいて、間違いなく趣旨が伝えられるようにしていく必要があると思います。

長澤委員

寄附文化、寄附意識を高めるために、もちろんこの基金のパンフレットなり何なり作成するわけですね。その時に具体的な話として、みなさん寄附する時にはどこへ行きましょうといったようなことは書くのですか。その時には、それではこの基金に対して担当は行政経営課です、もしくはまちづくりセンターです、どうぞお待ちしています、ではないですが、具体的に行政経営課とまちづくりセンターが一応受け付けをしますよということは書かれるわけですか、それとも、どこに行っても良いように書かれるわけですか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

今のところ、お金の実際の受け取りは今申しあげましたように行政経営課ですが、相談窓口としてはまちづくりセンターも当然あります。ただ、記載の方法としては、この寄附についてのお問い合わせは、主に行政経営課になろうと思うのですが、まちづくりセンターも名前としては載せていく予定でおります。それから、この制度を新しく4月

から実施しましたので、是非ご理解いただきたいというPRをやっ
ていきたいと思っております。

鈴木委員

今のお話ですが、既存の市の事業に関わる基金を持っている課とい
うのは限られていて、今度はそれとは違うかたちの、NPO活動支援
基金という性質の違ったものが加わるわけですね。しかし一般市民
はなかなかその辺の理解が難しいと思います。そういったしますと、既
存の基金も含めて、それを持っている課と、それから新しい質の違う
基金を設けた行政経営課が1つ基金という大きな括りで窓口といいま
すか、体制を整えて受け付ける、そういうシステムがあって、且つ今
度、このNPOの活動資金ができた時には、今はこんな基金がありま
すよというものも含めて広報するような過程を経ることが、やはり必
要になるのではないかなという気がします。我々は今ここでこういう
話をしていきますので違うということが分かりますが、外から見た時、
その辺はとても区別がつかないので、やはり基金という括りの中で窓
口を一本化するというようなことにはなり得ないのでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

窓口の一本化ということですが、基金をそれぞれ所管している課が、
市全体の基金についての情報を共有するということは必要だと思いま
す。問い合わせがあった時に、それぞれの基金の特長や狙いというも
のを、それぞれの課が十分わかまえていくということが、寄附者の意
向を基金に適正に反映することができるのではないかと思います。た
だ、基金について一度市民に全体をお知らせしたらどうかということ
もございます。それを検討してみますが、ただ、広報はままつ等です
と、紙面の関係で、いつも厳しい制約の中で私どももやっております。
ただ、この協働推進基金については当然、基金を持っている課だけ
ではなく、全課にこの基金の趣旨は周知していく予定ではあります。そ
のための機会というものも例えば課長会議もありますし、あるいは部
長会議もありますのでそういったところで浸透していきたいと考えて
おります。

伊藤委員長

全職員、全課がそれを共有するのは当然のことだと思います。そし
てその上で、今もう1回正確にしておきたいと思っております。浜松に基金
は二十幾つかあるわけですが、その中で市民からの寄附を受け入れて

いる基金は幾つぐらいあるのですか。それは二十幾つ全てがそうではないと思いますので、その基金については例えば分かりやすい一覧表のようなものを1回つくる必要があると思います。例えば、全部今度の新しい基金にお金を集めようというもおかしな話ですから、それぞれ個性を持って基金がつくられているのならば、例えば福祉関係に限定して、特定の団体ではなくて、幅広く行政の中でも使ってほしいという方は、その基金を選べるように、あるいは市民活動をしている団体に寄附をしたい場合には今回の新しい基金を使うなど、少なくとも市民からの寄附を受け入れている基金については、それぞれの特長というものをきちんと分かりやすく説明して、今回つくるパンフレット等にも最後に参考としてそういったものを入れて、市民のきちんとした自覚的な判断ができる材料を出すべきだと思います。今回の基金へ誘導するのもおかしいですし、他の基金の方に誘導するのもおかしいわけで、誘導ではなくて、あくまで市民が自分の意思で選択できるための情報をきちんと提供していくということが最大のポイントではないかと思います。そのために例えばまちづくりセンターが受け入れの窓口にはなり得ませんが、広報や相談窓口として機能することは、まちづくりセンターがそれを了承するのであれば是非やってもらいたいと思います。よくわからない人はまちづくりセンターへ相談に行くと、あなたの意思だったら、違う基金の方が良いかもしれないといったようなことを相談してあげるような、まちづくりセンターの相談員の中にはNPOなども入ってこられるようになってくれば1番良いわけですが、そうになっていくのであれば、前回の、政策提言の窓口との接点も生まれてくると思います。こういった意味で、受付窓口は行政経営課になりますが、しかしそれを広報し、市民の相談等を受けたりすることは、まちづくりセンターが可能であればそちらの方にも広げていたり、それからパンフレットにも、鈴木委員が述べられたように、市民からの寄附が受け入れ可能な基金については、全てではなくても代表的なものは一応一覧表にして、きちんと市民が判断できるような材料を提供していたり、ホームページでそれをやったり、そういったかたちのことは是非お願いしたいと思います。

長澤委員

余分なことかもしれませんが、外郭団体のようなところにも基金を持っているところはありますよね。アクトシティとか文化協会などに確かありますよね。寄附を受け入れているところは全くないのですか。今先生がおっしゃったように、市民が自分で選んで寄附できるという

ことは、それが本当は皆に知られてなくてはいけないわけですよ。メニューがなければ、選べと言ったって選べないわけですから、どこが良いかしらということでは、やはりメニューを用意しておいてあげるということは大事なことなので、できる限りきちんとやってほしいなと思います。本当は善意銀行などもあるわけです。

伊藤委員長

広い意味で、浜松市以外にも例えば赤い羽根共同募金を含め、様々な寄附を受け入れる団体があるわけです。静岡新聞などもやっています。そういうものがたくさんあるわけですので、そういった情報提供などもある時には1回、市民の寄附に関する啓発活動の一貫としてやった方がよいと思いますし、その中でまた浜松市における問題も特化して知らせていくことは必要だと思います。これらは今回の基金の広報だけではなくて、先ほどから言っていますように、市民による寄附文化を育てていくためにも、やはりきちんとそういうものを調べていくということが必要ではないかと思うわけです。行政経営課の方が担当の窓口になるのであれば、自分の基金の問題だけではなく、1番大きな目的は市民間に寄附文化を育てるということを明確にした上で、そのような広報活動の中で、今回の基金も上手く活用してもらって、市内で活動するNPO団体が生き生きできるようにしていくというように考え方を整理していただきたいと思うわけです。そういう意味でいきますと、名称に関しては今日の段階では「NPO活動支援基金」という言い方は抵抗が結構強いということが出ています。どちらかというと前回出していました「市民協働推進基金」のままで良いのではという感じの方が強いのではないかと思います。NPO法人に限定するということが当面あるのであれば、募集要項などにきちんと、当面の間はNPO法人に限定しますということは明確に書いておき、しかし将来的な姿として、市民が共に支えていく社会をつくっていく、そして寄附文化を支えていくということも理念の中にきちんと書いて、誤解のないようにしていくということがポイントになるのではないかと思います。どうでしょうか。

長澤委員

「NPO法人」という名称に関して今先生がおっしゃったのですが、私はNPO法人ということだけではなくて、「活動支援基金」に変わってしまったというところが、やはりすごく違和感があると先ほど言いました。この条例の中で市民参加や、手続きや、政策提言といったも

のが、はっきりまだかたちになっていない状態で活動支援基金というものが入ってくると、市民がする協働というものは、寄附する行為で参加するだけなのかしらというような捉え方もできるのではないかなと思います。それらが無い限り、これを読んだ時に、これは相互支援ですよといっても活動支援基金というようにきてしまうと、寄付する行為や支援することが協働かなというふうになってしまって、すごく危険かなと思います。

伊藤委員長

先ほどこちらが言ったのはNPOだけではなくて、活動支援基金も前の協働推進基金で良いのではないかという意味で言っているわけですが、いずれにしても、最初に鈴木さんから出されて確認しましたように、検討会議としましては、参画機会という部分がかなり大きな柱を占めていて、基金もあくまでそれを補充していくものであるという考え方を取っています。今、長澤委員が言われていたような意味で、広い意味の協働が、例えば政策提言の面においても、また資金の面においても共に進めていくのだということがきちんと理解されて、まちづくりセンターが窓口になっていければ、その同時進行が可能になっていくのではないかなという気はします。

そういう意見があるということは一応明確にした上で、まず名称の問題に関して言うと、「市民協働推進基金」がベストの名称かどうかは別としまして、少なくとも今回の新しい名称よりは前の方がまだそういう趣旨を残しているのではないかなという気が、皆さんしているのではないかと思います。それから、基金からの助成対象はNPO法人に限りますが、これは過渡的な措置として、広報でも明確にして誤解のないようにしていく必要があるだろうと思います。

基金の受け入れに関しては幾つかのパターンがあります。指定先がない場合の考え方等がありますが、一応年度を越してそれに相応しい団体が見つかるまで、あるいはそういう寄附の申し出があることがきちんと広報されて、その活動に見合った団体が生まれてくるまで基金に入れておきます。そして、すぐに餌に飛び付くことができることを避けるためにも、登録の問題に関して言えば、多少時間を置いて、その活動団体の実績が見えてくる時期を選んで可能になるようにしていくようなことと平行せざるを得ないと思います。指定先がない場合の対応についても、このような意思が市民から表明されているということを確認して市民に伝えて、市民活動団体の育成が進むように広報するというように考えていきたいということになってきたのではないかと

思います。一方で助成対象団体の情報提供に関しては、まちづくりセンターになるのかどうか分かりませんが、積極的に伝え、更に具体的なケースなども想定して、国税庁の問題とぶつからない範囲で、なるべく具体的に紹介して、多くの市民に寄附のイメージが湧くような広報を考えていくということだと思います。併せて他の基金、あるいは市以外の基金も含めて、広い意味での広報を考えていくというような意見ではないかと思います。

最終的な受け付け事務は行政経営課になってきますが、他のセクション等にも一応周知徹底することはもちろんのこと、パンフレットあるいは広報等を通じて多くの市民に周知徹底すること、それからまた、できればまちづくりセンターが中心となって寄附文化を育てるための広い意味での広報をしたり、相談に乗っていくということを考えていく、といったところがポイントになってくると思います。

それから助成を受けるNPOの登録申請に関して言えば、先ほども挙げたように、一応主たる事務所の問題、事業費総額に占める非営利の割合等は、今日はあまり議論をしていませんが、一応1つの基準としてはあるのではないかと思います。確かにNPO法人というものがつくりやすいということで、怪しげな団体がNPO法人になっているケースもないわけではありませぬので、審査委員会については来週議論しますが、事業費に占める非営利割合といった問題も、結構大きなポイントになってくるという気がします。この場合気を付けなくてはいけないのは、税法上の収益事業と、NPO法上における収益事業と違うということです。あくまでこれはNPO法上における非営利事業が50%を超えるという意味であって、税法上の問題ではないということは確認しておきたいと思います。そしてもう1つ付け加えて、1年が良いのか分かりませんが、NPO法人になって一定の期間を経て、最初の事業報告等がきちんと出されていることを条件にした方が、私は良いのではないかと思います。この辺についてはどうでしょうか。ここは次回の審査の問題とも絡んできますので、また引き続きご意見をいただきたいと思います。

それから助成についてのところは、まだそういう意味であまり議論ができておりませぬ。今日は時間的に不可能になってきていますので、次回議論させていただければと思います。今日整理した段階で疑問、問題点があればご指摘願いたいと思いますが、どうでしょうか。なければそういったかたちのことを踏まえて、事務局の方でも一応検討していただいて、次回の冒頭で、今日の確認をお願いしたいと思います。

次回は来週の水曜日です。その次は12月10日(火)ということで、一応年内は終わらせていただいて、1月にもう1回行いたいと思います。意見交換会はどうでしょうか。

渡瀬市民協働グループ長

予定通りの18日の午後と、19日の夜間を予定しております。12月5日号の広報はままつでお知らせするかたちになるのですが、18日が午後1時30分から約1時間半、19日が夜7時から1時間半、と予定しております。場所につきましては、まちづくりセンターになります。

伊藤委員長

この意見交換会は、委員の方も一応全員出るという前提ですか。可能な範囲で出るというくらいですか。条例に関してですが、市の方で再度まとめるかたちを取りますから、今回は検討会議の方が主催するかたちではなくて、市の方で説明をするかたちになります。そして検討会議の方も一応今まで関わった人間として、可能であればなるべく出てもらいたいというスタンスで構わないですね。一応参加者側の席の中で、最前列辺りに固めておくかどうかという感じです。その辺はご検討をお願いします。来週にでもその辺の段取りはお願いしたいと思います。

4 閉会

伊藤委員長

それでは第10回市民協働推進条例検討会議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。